

<b>陸 上 自 衛 隊 仕 様 書</b>			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理  (プラスチック屑)		都城駐業-Z000002	
		作 成	令和7年 5月 7日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	都城駐屯地業務隊補給科

**1 総則**

**1.1 適用範囲**

この仕様書は、都城駐屯地において実施する産業廃棄物処理(廃プラスチック屑)について規定する。

**1.2 用語及び定義**

この仕様書で用いる次の文書は、GLT-CG-Z000001による。

**1.3 引用文書**

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

**1.4 概要**

駐屯地指定場所に集積された産業廃棄物(廃プラスチック屑)を許可された処分施設まで運搬し、業者の処理形態により埋立て処理又は焼却及び圧縮ペレット加工するものである。

**1.5 種類 数量**

産業廃棄物の種類	性状・具体例等	量
廃プラスチック屑(繊維屑) 焼却可物	ビニール袋70Lに梱包、20kgで梱包 (特別産業廃棄物に該当するものを除く。)	32 m <sup>3</sup>
廃プラスチック屑(プラスチック類)埋立可物	ビニール袋70Lに梱包、20kgで梱包 (特別産業廃棄物に該当するものを除く。)	8 m <sup>3</sup>

**2 一般共通事項**

**2.1 処分対象品目・数量**

処分品目及び数量は、1.5のとおりとする。

**2.2 処分要領**

本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

**2.3 搬出作業時の施設等の損傷**

産業廃棄物処理搬出の作業中、駐屯地施設に損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

**2.4 マニフェスト処理**

請負業者は必要事項を記入したマニフェストのうち、控えとしてA票を現地にて担当係に渡すものとする。処分後は10日以内にE票を担当係に送付するものとする。

担当係住所 885-0086 宮崎県都城市久保原町1-12 都城駐屯地業務隊 補給科補給班宛て

## 2.5 引取終了後の処理期間

請負業者は産業廃棄物(廃プラスチック屑)の引取が終了したならば、速やかに処理を完了するものとする。

## 2.6 清掃

産業廃棄物処理搬出場所の清掃は、請負業者が実施するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 現状の確認

請負業者は、搬出を予定する日の2日前までに担当係に搬出日及び搬出時間、車両数を通知するものとし、かつ最終の産業廃棄物(廃プラスチック屑)の現状を確認するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 搬出条件

### 4.1 搬出に関わる人員

当該産業廃棄物(廃プラスチック屑)搬出作業に関わる請負業者の作業人員は、駐屯地警備及び搬出の効率化を鑑み2名以上10名未満とし、搬出日に作業が完了するものとする。

### 4.2 計量結果の報告

請負業者は、当該産業廃棄物(廃プラスチック屑)の計量を速やかに行い、結果を搬出日から起算して10日以内に文書にて通知するものとする。

## 5 その他の指示

### 5.1 輸送

当該産業廃棄物(廃プラスチック屑)輸送は、請負業者が実施する。

### 5.2 駐屯地施設への立入り

駐屯地施設への立入りについては、当該駐屯地の定めるところによる。

### 5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義を生じた場合は、係官の指示を受けるものとする。

### 5.4 場所、駐屯地図

当該産業廃棄物(廃プラスチック屑)の場所は、図1駐屯地施設図による。

図1 駐屯地施設図

